

千々石中学校の部活動に係る活動方針について

雲仙市立千々石中学校

○はじめに

本校では、「雲仙市立学校の部活動等に係る活動方針」を踏まえ、「千々石中学校の部活動に係る活動方針」を作成しました。このことについて地域や保護者の皆様方へお知らせするとともに、適正な部活動の運営が行えるよう引き続きご理解とご支援をお願いいたします。

1 部活動の意義

千々石中学校の部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化・芸術、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成をするものである。また、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師、外部指導員や地域の方々との好ましい人間関係の構築を図ったり、自らの目標の達成に向けて粘り強く挑戦したりするなど人間形成に資するものである。

2 部活動の目的

部活動により、生徒が生涯にわたってスポーツや文化・芸術、科学等に親しみ、社会の中でよりよく、豊かに生きるための資質・能力の基盤を育むことを目的とする。したがって体力や技能の向上を目指すことのみ偏ることなく、適切な指導や支援によって、仲間と協力したり、切磋琢磨したり、生徒一人一人が充実感や達成感を味わうことができる活動であることが大切である。

3 部活動のあり方

雲仙市教育委員会「雲仙市立学校の部活動等に係る活動方針」（平成 30 年 11 月 22 日策定）に則り、心身共に成長著しい中学生期にふさわしい適切な指導を計画的に行うとともに、顧問のみならず、部活動外部指導員（外部人材）を活用することにより指導体制の充実を図る。

4 適切な指導の実施

(1) 活動時間の基準【基本的な考え方】

成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送り、学習・部活動などの学校生活と、学校外の活動とを併せて充実したものとすることができるよう、部活動の活動時間について以下(2)のような基準を設ける。

(2) 具体的な基準

① 活動時間

㉞ 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間以内、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間以内とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

㉟ 朝練習は、原則として禁止とする。

② 休養日

㉞ 週当たり2日以上 of 休養日を設ける。土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は、原則として少なくとも1日以上を休養日とする。ただし、家庭の日（毎月第3日曜日）は、原則一斉に休養日を与える。

㉟ 週末に大会参加や練習試合等で活動時間が長くなった場合は、休養日を他の日に振り替える。できれば翌日を休養日にし、身体的な疲労の蓄積を防ぐようにする。

㊱ 中間テストは3日前から、期末テストおよび学年末テストは5日前からテスト期間中の練習は中止する。但し、この期間及びテスト後10日以内に全市以上を対象とした大会、中体連及び協会が主催する大会に参加が予定されている部については、校長の許可を得たうえで午後5時までの練習を認めることができる。

㊲ 職員会議や市教研等で顧問がつけなかったり、インフルエンザ感染拡大防止や風水害等の危険回避などの理由により、校長が実施不可能と判断した日は、部活動は行わない。

③ 長期休業中の休養日

○ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

ただし、生徒が十分な休養をとることができるとともに、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

* オフシーズンは、「学校閉庁期間」と「年末年始の休日」の期間を活用し、休養日とする。

④ 部活動終了後の下校時刻（完全下校時刻）は、次のように定める。

㉞ 4月～8月・・・午後7時00分

㉟ 9月～3月・・・午後6時30分

ただし、ハイシーズン期間中は部活動の時間を上記の終了時刻から最大30分間延長することができる。この場合は、校長あてに「部活動延長許可願い」を出し、許可を得た場合とする。

※ハイシーズン期間について

年間を通して様々な大会があるが、中体連主催の大会や各種コンクールなど、目標とする大会で力を発揮するためには技能を強化する時期（概ね2週間前から）が必要であり、上記の基準だけでは生徒・保護者のニーズに応えられない現状がある。したがって、このような時期は『ハイシーズン』として活動日を増やし、その分、それ以外の時期に休養日を十分に確保し、生徒の身体的な疲労の蓄積やバーンアウト（燃え尽き）を防止するとともに、部活動に対する意欲の維持、向上に努めることが大切である。その際には、恒常的にハイシーズンとならないように、生徒の教育上の意義、生徒及び顧問の負担軽減の観点から、参加する大会、コンクール等を精査する。また、大会直前の過度な練習等で怪我や故障が起きることを防止するため、ハイシーズンにおいても調整日をとるようにする。

⑤ 1年間に参加する大会数は、10回程度（中学校体育連盟・中学校文化連盟が主催・共催する大会を含む）を上限とする。

- ・中体連（中文連）が主催・共催する大会…2回（中総体、新人大会）
- ・その他の大会…8回程度を上限とし、精査して参加する。

5 適切な運営のための体制整備

(1) 指導の在り方について

顧問・指導者ともに、「体罰」や「限界を超えるような負荷を課す練習」は絶対にしない。「言葉の暴力と受け取られかねない指導」についても同様とする。

(2) 熱中症事故等の防止に係る対応の徹底について

気象庁の高温注意情報が発せられるなど、生徒の熱中症事故防止等に特段の配慮が必要な場合は、躊躇せず活動内容の変更、活動時間の短縮や時間帯の変更、活動を中止とするなど万全の対策を行う。

(3) 生徒のニーズを踏まえた部活動環境の整備の検討について

- ① 生徒の多様なニーズに応じた活動ができる部活動（運動部及び文化部）の設置及び少子化に伴い、現在の部活動の統廃合や複数校の生徒が拠点校の運動部に参加する合同部活動等の取組についても適宜検討する。
- ② 部活動の新設及び現在の部活動の廃部については、「千々石中学校部活動振興会会則」並びに「千々石中学校部活動振興会細則」に基づいて検討する。
- ③ 活動場所の整備に努め、部活動で使用する用器具の安全な取り扱いや管理・点検に努める。

6 部活動に係る活動方針の策定について

- (1) 校長は、部活動振興会の理解と協力を得ながら、雲仙市教育委員会の方針に則り、毎年度「部活動に係る活動方針」を策定する。部活動顧問は、年間及び毎月の活動計画を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は、活動方針や活動計画を保護者や指導者へ周知するとともに、学校ホームページ等で公表する。
- (3) 部活動の活動計画については、中央競技団体が作成・公開する「指導の手引」や長崎県教育委員会が作成した「運動部活動指導の手引」を活用する。
- (4) 部活動顧問は保護者や指導者と連携し、部の責任者として「部活動に係る活動方針」に則った活動計画に基づいた活動を推進する。
○活動計画を作成するにあたっては、効果的・効率的な活動となるよう内容を精選するとともに、学校行事や学習への影響を考慮する。

7 雲仙市立学校の部活動等に係る活動方針の確実な実施に向けて

校長は、部活動以外の社会体育クラブにおいても、スポーツ障害の予防等のため、生徒の発達の段階に応じた休養日や活動時間の設定、大会参加の精査が必要であることを指導者も理解を深める必要があると考えられるため、社会体育クラブの所属保護者及び指導者に対してもこの活動方針を周知する。

8 その他の事項について

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(スポーツ庁)及び「長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン」(長崎県教育委員会)、雲仙市立学校の部活動等に係る活動方針(雲仙市教育委員会)、文化庁及び県の文化部活動に関するガイドラインに準ずるものとする。

* 「部活動休養日」とは、部活動毎に設定する休養日

* 「ノー部活動デー」とは、校内一斉に部活動をしない日

附則

この方針は、公布の日から施行し、令和元年5月29日から適用する。